

原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）を修正しましたので、同条第3項に基づき、その修正の要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正年月日

令和3年10月1日

2. 修正理由

- (1) 原災法第25条第1項に定める応急措置を明記するため
- (2) 放射線測定設備の設置台数を明記するため
- (3) 緊急時対策所の非常用電源設備に不具合が認められた場合の措置を明記するため
- (4) 通報連絡先の組織が再編したことによる名称の変更を適用するため

3. 主な修正事項

3. 1 原災法第25条第1項に定める応急措置の明記

防災業務計画第2章第1節3.（1）に原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務を掲げているが、この節で原災法第25条第1項に定める応急措置について明記する。なお、当該応急措置の詳細については既に防災業務計画第3章第2節で記している。

3. 2 放射線測定設備の設置台数の明記

防災業務計画第2章第3節1. に放射線測定設備（モニタリングポスト）について記しているが、この節で放射線測定設備の設置台数について明記する。

3. 3 緊急時対策所の非常用電源設備に不具合が認められた場合の措置の明記

防災業務計画第2章第3節3.（1）②に緊急時対策所に備え付ける非常用電源設備について記しているが、当該設備に不具合が認められた場合の措置について明確化した方が良いと判断したため、その措置を明記する。

3. 4 通報連絡先の名称の修正

防災業務計画別図3-2、別図3-3、別図3-5中の関係機関の名称が組織再編により変更されたため、名称を修正する。

3. 5 記載の適正化

防災業務計画別表 8-2 中の EAL 番号 SE03 及び SE05 の記載について、記載の一部に誤記及び読みにくさがあったため、適切な記載に修正する。

以上